

# 令和8年度 伊豆スカイライン橋梁補修工事（小屋の洞橋・千切橋）に伴う 設計業務委託 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、道路公社が発注する「令和8年度 伊豆スカイライン橋梁補修工事（小屋の洞橋・千切橋）に伴う設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本特記仕様書に定めた事項以外については、「静岡県道路公社業務委託共通仕様書」によるものとする。

## 第2条 業務の目的

本業務は、道路公社が管理する以下2橋について橋梁の長寿命化を図るため、必要な対策工法の検討及び橋梁補修設計を行うことを目的とする。

- ・小屋の洞橋（L=14.6m）
- ・千切橋（L=13.6m）

## 第3条 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

### (1) 現地調査等

#### 1) 現地踏査

橋梁周辺の現地踏査を行い、貸与資料と現地との整合性を目視により確認する。また、現状の交通状況、自然条件等の周辺状況を十分に把握し、施工上必要となる現地状況を確認するものとする。

#### 2) 調査計画

業務の目的・趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、貸与資料及び現地踏査の結果に基づき、調査及び設計についての業務計画書を作成するものとする。

#### 3) 現況調査

橋梁一般図の復元及び橋梁諸元・条件の整理を行うために必要な調査及び簡易測量を行うこととする。

#### 4) 損傷調査

損傷調査は軽微な測量及び目視を基本とする。調査結果は調書、図面及び写真に記録する。桁下の調査（現況調査及び損傷調査）は、片側交互通行規制を行い、橋梁点検車または高所作業車を使用して実施するものとする。

#### 5) 橋梁一般図復元

貸与資料及び現況調査結果を基に、補修設計に用いる橋梁一般図を作成する。

## (2) 補修設計

### 1) 補修の要否の検討

損傷調査及び現地物理試験の結果に基づき、損傷の原因を考察・究明し、補修の必要性を検討するものとする。

### 2) 補修工法の検討

補修要否検討の結果、対策が必要な損傷について、本橋における最適工法を選定するものとする。

### 3) 補修設計

補修工法の検討で選定した補修工法で詳細設計を行う。その具体は、設計図面、数量計算書等を作成するものとする。

### 4) 施工計画

現地状況における道路条件、施工条件等から補修工事を実施する際の施工方法、仮設計画等を検討し、計画工程表を作成するものとする。

## (3) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務成果概要書、打合せ記録簿、照査報告書、報告書、設計図、数量計算書等を作成するものとする。

## (4) 照査

設計段階ごとに①基本条件、②細部条件、③成果品の照査を行うこととする。

## (5) 関係機関との協議資料作成

### 1) 公安協議

片側交互通行規制の実施に伴い、関係機関（公安）との協議に必要な資料（道路使用許可書）を作成するものとする。

### 2) 河川協議（対象：小屋の洞橋、千切橋）

小屋の洞橋は、橋下が河川（沢口川：伊豆市管理）である。補修設計の内容について、河川管理者（伊豆市）と協議を行うための資料を作成するものとする。

千切橋は、橋下が河川（冷川：静岡県管理）である。補修設計の内容について、河川管理者（静岡県）と協議を行うための資料を作成するものとする。

#### (6) 現地物理試験

構造物の経年劣化の状況を把握するため、現地物理試験（中性化試験、塩分含有量試験）を行う。中性化試験、塩分調査は、橋梁 1 径間あたり 2 箇所とし、ドリル法で実施する。ドリル法でコンクリート構造物を削孔する前に鉄筋を破断させないよう鉄筋探査を行う。

中性化試験は、現地でドリル削孔粉を用いてフェノールフタレイン噴霧法で中性化深さを測定する。試験方法は JIS A 1152 を基本とする。

塩分含有量試験は、現地で採取したドリル粉末試料を室内で電位差滴定法にて塩化物イオン量を算出し、深さ方向におけるコンクリート中の塩分含有量を確認する。試験方法は JIS A 1154 を基本とする。

試験終了後、試験結果及び考察を報告書にまとめ、結果を設計に反映させる。

#### (7) 打合せ協議

上記(1)～(2)に必要な設計協議を行う。協議回数は、業務着手時、中間 3 回、成果品納品時とする。

### 第 4 条 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書 A4 版 2 部
- ・ 電子データ (CD-R) 2 部
- ・ その他、監督員の指示するもの。

### 第 5 条 貸与資料

本業務に必要な資料等は、発注者より提供又は貸与する。

- ・ 令和 6 年度 橋梁定期点検成果
- ・ 橋梁台帳

### 第 6 条 その他

本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計書等に明示なき事項または疑義を生じた場合は、速やかに監督職員に申し出をし、双方協議のうえこれを定めるものとする。